

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
ザンビア	コンバールト州における保健センターの郡病院への改善計画のための贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の交換公文	コンバールト州における保健センターの郡病院への改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,654,000 千円 2027.7.31まで	2020.7.14 (同日)	日本側 水内龍太在ザンビア大使 ザンビア側 フクリヤ・ンガントワ財務大臣	2020.9.3 367号
ザンビア	ザンビア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	200,000 千円 -----	2020.8.20 ルサカで (同日)	日本側 水内龍太在ザンビア大使 ザンビア側 フクリヤ・ンガントワ財務大臣	2020.9.10 383号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。